

宇都宮短期大学学則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本学は、宇都宮短期大学と称する。

（目的）

第1条の2 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従って大学教育を施し、一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展とに貢献し得る有為な青年を育成することを目的とする。

2 学科ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育上の目的については、別に定める。

（位置）

第1条の3 本学の位置は、栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829とする。

（修業年限）

第2条 本学の修業年限は、2年とする。

（在学期間）

第3条 在学期間は、4年を超えることはできない。

（学年）

第4条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

（休業日）

第6条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日

三 本学園の創立記念日

四 春季休業 3月10日から3月31日及び4月1日から4月3日まで

五 夏季休業 8月10日から8月31日まで

六 冬季休業 12月28日から翌年の1月3日まで

ただし、休業日においても必要ある場合は授業を行なうことがある。

2 前項の休業に関しては、学長がその期間を変更することがある。

3 臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

(授業週数)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学科)

第8条 本学に次の学科を置く。

音楽科

人間福祉学科

食物栄養学科

2 各学科の目的は、別に定める。

(学科定員)

第9条 各学科に属する学生定員は、次のとおりとする。

学科		入学定員	収容定員	学年あたりの学級数
音楽科		40名	80名	
人間福祉学科	社会福祉専攻	30名	60名	1
	介護福祉専攻	20名	40名	1
食物栄養学科		30名	60名	

(学科目及び開設授業科目)

第10条 音楽科に、教養科目、専門教育科目及び教職に就こうとする者に対する教職に関する専門科目、人間福祉学科及び食物栄養学科に、基礎教育科目、専門教育科目を置く。

2 前項の授業科目の詳細は、音楽科は別表第1、人間福祉学科は別表第2、食物栄養学科は別表第3のとおりとする。

第2章 履修方法、単位算定、課程修了の認定及び学習の評価

(履修方法)

第11条 学生は、本学において、合計62単位以上を修得しなければならない。

2 出席時間数が2/3（人間福祉学科の実習科目については4/5）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないものとする。

3 音楽科において教育職員免許法の規定により中学校教諭2種免許状（音楽）を得ようとする者は、前項に規定するもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

4 学長は、教育上有益と認めるときには、教授会の許可を得て、他の大学または短期大

- 学における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、履修方法、単位算定基準、課程修了の認定及び学習の評価について必要な事項は別に定める。

第3章 卒業

(卒業)

- 第12条 学長は、第2条に規定する期間以上本学に在学し、所定の科目を履修してその単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。
- 2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規定の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第4章 入学、退学、休学及び転学

(入学の時期)

- 第13条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学者の資格)

- 第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。
- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - 二 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
 - 三 文部科学大臣の指定した者
 - 四 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - 五 その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

- 第15条 入学を志願する者に対しては、試験を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、書類選考をもってこれに代える場合がある。

(入学志願の手続き)

- 第16条 入学志願者は、所定の期間内に、入学願書、調査書、名刺型写真及び別に定める検定料を添えて願出するものとする。

(入学手続き及び許可)

- 第17条 第15条の規定による試験又は選考に合格した者は、所定の期日までに、別に

定める入学金、授業料およびその他の納付金を納入し、入学手続きをしなければならない。

- 2 前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 一旦納入した検定料、入学金、授業料等は返還しない。ただし、本学が規定する期日までに入学辞退の申し出があった場合は、入学金を除く納入金を返還する。

(宣誓)

第18条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓をしなければならない。

(保証人の設定)

第19条 入学を許可された者は、正副2人の保証人を定め、届け出なければならない。

- 2 正保証人は父または母とし、父母のない場合はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に履行し得る者でなければならない。副保証人は、親族又はこれに準ずる者でなければならない。

(退学)

第20条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出で、許可を受けなければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学)

第21条 病気その他やむを得ない理由で長期間にわたり修学することができない者は、保証人連署のうえ、学長に願い出で、許可を得て休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間の制限)

第22条 休学期間は、1年をこえることができない。ただし、特別の事情がある者は、その期間の延長を願い出ることができる。

- 2 休学期間は通算2年を超えることはできない。

(復学)

第23条 休学期間中であっても、その理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

- 2 正当な理由で退学した者が復学を志願したときは、選考のうえこれを許可する。
- 3 前項の場合は、既修の科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

(休学期間の取り扱い)

第24条 休学期間は、在学期間に参入しない。

(編入学)

第25条 本学に編入学を志願する者がいるときは、選考のうえこれを許可することができる。

(転学)

第26条 学生が他の大学へ転学しようとするときは、事由を詳記して学長に願い出で、

許可を受けなければならない。

第5章 表彰、懲戒及び除籍

(表彰)

第27条 学業、性行その他の業績において特にすぐれていると認められる学生に対し、表彰することができる。

(懲戒)

第28条 学長は、学生が学則に違反し、あるいは学生の本分にもとる行為をしたときは、教授会の議にもとづいて懲戒する。

2 懲戒はその情状により訓告、受験停止、停学及び退学とする。これらの処分の手続きに関することは、別に定める。

(除籍)

第29条 学長は次の各号の一に該当する者があるときは、教授会の議を経てこれを除籍する。

- 一 在学4年をこえる者
- 二 性行不良で改心の見込みのない者
- 三 学業を怠り成業の見込みのない者
- 四 授業料その他納付金の納入を怠り、督促しても納入しない者

第6章 授業料その他の納入金

(入学金)

第30条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

(授業料その他の納付金)

第31条 授業料その他の納付金の年額は、次の表のとおりとする。

種別 学科	授業料	入学金	検定料	施設設備費	実験・実習費	
音楽科	760,000円	300,000円	30,000円	600,000円		
人間福祉学科	600,000円	300,000円	30,000円	380,000円	社会福祉専攻	70,000円
					介護福祉専攻	90,000円
食物栄養学科	600,000円	300,000円	30,000円	380,000円	90,000円	

ただし、必要によって上記以外の学費を徴収することがある。

2 納入の期間は、4月11日から4月20日とする。ただし授業料については2期分納を認める。この場合において、半額は9月11日から9月20日までの間に納入するものとする。

3 この学則により納入した授業料その他の納付金は返還しない。

(退学、転学及び除籍の場合の授業料その他の納付金)

第32条 退学(懲戒による退学を含む。)、転学及び除籍の場合であっても、その期に属する所定の授業料その他の納付金は、これを徴収する。

(休学中の授業料その他の納付金)

第33条 休学中でも授業料その他の納付金を徴収する。ただし、休学期間が6か月以上にわたるときは、それ以後の期間に該当する授業料その他の納付金は、これを免除する。

(停学中の授業料その他の納付金)

第34条 停学期間中であっても、授業料その他の納付金は、これを徴収する。

第7章 職員組織

(職員)

第35条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

第8章 教授会

(教授会)

第36条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授及び講師を加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

一 本学運営の方針及び諸規則の制定、改廃に関すること。

二 教育課程及び授業日に関すること。

三 学生の入学、卒業及び学位の授与その他学生の地位の得喪、変更に関すること。

四 外国からの留学生の受入れに関すること。

五 試験その他の評価及び単位の認定に関すること。

六 学生の指導及び賞罰に関すること。

七 教員の選考、昇進及び教育研究業績等の審査ならびにその他教員の人事に関すること。

八 各種学内委員会の委員の選出に関すること。

九 その他教育研究の運営に関する重要な事項。

4 教授会は次に掲げる事項について審議し、学長等から求めがあった場合には、意見を

述べることができる。

- 一 授業担当に関する事。
 - 二 在外研究その他研究の推進に関する事。
 - 三 学長又は学科長から諮問された事項
- 5 教授会の運営に関する細則は、別に定める。

第9章 名誉教授

(名誉教授)

第37条 本学に多年勤務し教育上又は学術上特に功績のあった教授に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第10章 図書館

(図書館)

第38条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する事項は、別に定める。

第11章 寄宿舍及び厚生保健施設

(寄宿舍及び厚生保健施設)

第39条 本学に寄宿舍、保健室、集会所、食堂及びその他の厚生保健を目的とした施設を置く。

- 2 前項の各施設に関する事項は別に定める。

第12章 聴講生、研究生、委託生及び外国人学生

(聴講生及び研究生)

第40条 本学において相当の学力があると認められた者で、所定の学科目中その一科目又は数科目を選択して聴講しようとする者があるときは、選考のうえ聴講又は研究を許可することができる。

(委託生)

第41条 官庁又は公共団体から一定期間修業科目を定め履修する者の委託があったときは、選考のうえ、履修を許可することができる。

(聴講生等の受験)

第42条 聴講生、研究生及び委託生は、その履修した科目について試験を受けることが

できる。

2 前項の規定による試験に合格した者には証明書を交付することができる。

(聴講生等に関する準用規定等)

第43条 第20条、第28条及び第29条の規定は、聴講生、研究生及び委託生に準用する。

2 聴講生、研究生及び委託生については、この規定に定めるもののほか、別に定める。

(外国人学生)

第44条 外国人で第14条及び第15条の規定によらないで外国政府の推薦により入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生は、第9条に定める定員外とする。

3 外国人学生には、学生に関する規定を準用する。

第13章 育英奨学

(須賀栄子奨学金)

第45条 本学の学生で、人物学業優秀な者に対し、須賀栄子奨学金を支給する。

2 前項の奨学金に関する細目は、別に定める。

第14章 学生補導

(補導委員)

第46条 本学の学生に対する助言及び補導を行うため補導委員を置く。

2 補導委員に関する規定は、別に定める。

第15章 学生細則

(学生細則)

第47条 学生の守らなければならない細則は、別に定める。

第16章 雑則

(公開講座)

第48条 本学は公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する規定は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第10条および第11条の規定は、平成11年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成12年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第10条および第11条の規定は、平成15年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項の規定は、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成17年12月28日から施行する。ただし、第35条および第36条の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条および第10条第2項および第11条第1項の規定は、平成19年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項および第11条第1項の規定は、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成23年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定にかかわらず、平成26年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科・専攻 年度	音楽科	人間福祉学科		合計
	—	社会福祉	介護福祉	
26	110	90	120	320

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成30年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条、第11条及び第31条第1項の規定は、平成31年度入学生から適用する。

別表第3

食物栄養学科

必修選択別 必修選択別	必修 単位数	選択 単位数	備考
基礎教育科目			10 単位以上を必修とする。
全人教育講座	2		
キャリアデザイン	1		
化学		2	
生物学		2	
数学		2	
生活科学		2	
歴史学		2	
心理学		2	
社会学		2	
法学		2	
経済学		2	
英語 I		1	
英語 II		1	
情報処理 I		1	
情報処理 II		1	
生活技術		1	
体育実技		1	
小計	3	24	
専門教育科目			52 単位以上を必修とする。
社会福祉概論	2		
公衆衛生学	2		
解剖生理学 I	2		
解剖生理学 II	2		
解剖生理学実験		1	
生化学	2		
生化学実験		1	
運動生理学	2		
食品衛生学	2		
食品衛生学実験		1	
食品学 I	2		
食品学 II	2		
食品学実験 I		1	
食品学実験 II (食品加工実習含む)		1	
基礎栄養学	2		
栄養化学	2		
栄養化学実験		1	
臨床栄養学	2		
臨床栄養学実習		1	
ライフステージと食生活	2		
ライフステージ栄養学実習		1	
栄養指導論 I	2		
栄養指導論 II	2		
栄養指導実習 I	1		
栄養指導実習 II	1		
公衆栄養学	2		
調理学	2		
調理学実験	1		
調理学実習 I	1		
調理学実習 II	1		
給食管理	2		
給食管理実習 I	1		
給食管理実習 II (校外実習)	2		
食物栄養学演習 I		1	
食物栄養学演習 II		1	
調理学実習 III		1	
調理学実習 IV		1	
製菓実習		1	
フードスペシャリスト論		2	
食品の官能評価・鑑別論		2	
食品の消費と流通		2	
フードコーディネーター論		2	
子どもと食育		1	
子どもの保健		1	
高齢者と栄養		1	
野外活動		1	
美容福祉 I		2	
美容福祉 II		1	
食品の安全		2	
栄養とスポーツ		2	
フードビジネス論		2	
食物栄養特別演習		1	
小計	44	35	
合計	47	59	

宇都宮短期大学教授会規程

(設 置)

第1条 宇都宮短期大学学則第36条の規定により、本学に教授会を置く。

(組 織)

第2条 教授会は、学長、副学長、教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 本学運営の方針及び諸規則の制定、改廃に関する事。
- 二 教育課程及び授業日に関する事。
- 三 学生の入学、卒業及び学位の授与その他学生の地位の得喪、変更に関する事。
- 四 外国からの留学生の受入れに関する事。
- 五 試験その他の評価及び単位の認定に関する事。
- 六 学生の指導及び賞罰に関する事。
- 七 教員の選考、昇進及び教育研究業績等の審査ならびにその他教員の人事に関する事。
- 八 各種学内委員会の委員の選出に関する事。
- 九 その他教育研究の運営に関する重要な事項。

2 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 授業担当に関する事。
- 二 在外研究その他研究の推進に関する事。
- 三 学長又は学科長から諮問された事項。

(会 議)

第4条 教授会は、原則として、毎月1回開会する。ただし、必要がある場合は、臨時に開会することができる。

(召 集)

第5条 学長は、教授会を召集し、その議長となる。

(開 会)

第6条 教授会は、その構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席とみなす。

(同 意)

第7条 教授会の表決は、出席者の過半数の同意によるものとする。

(庶 務)

第8条 教授会の庶務は事務局が処理する。

附 則
この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。